

2021年度同志社大学大学院司法研究科

履修免除試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は、行政機関が行う「公表」という行政手法について、その意義や法的问题点を問うものである。「公表」は、行政法の教科書では「行政の実効性確保手段」の1つとして説明されている。情報化社会と呼ばれる現代社会にあって、「情報」を軸とした行政手法として、近年とみに注目されているところである。コロナ感染に対する行政の対応手段として新聞記事などでも言及されることも多いが、このような現代的な現象にも関心を持って欲しいと考えて今回出題している。

【採点のポイント】

設問1では、「公表」の意義と問題点について一般的に問うている。「公表」の定義（行政機関による情報の公表）、法的性質（基本的には非権力的事実行為）、「公表」の機能に着目した分類（情報提供機能と制裁的機能）、制裁的機能を持つ「公表」と法律の根拠、誤った情報公表による被害と損害賠償責任、正確な情報公表のための適正手続の必要性などについて触れられているかどうか採点に当たってのポイントとなる。

設問2では、「公表」の一般的问题点に加えて、A市条例に即しての指摘が求められる。すなわち、滞納に関する情報の公表が地方税法上の守秘義務に違反しないか、納税者の個人情報公表が個人情報保護制度（あるいはプライバシーの権利）との関係で問題とならないのか、情報提供機能がなく単に制裁的機能のみの「公表」は法手段として妥当なのか、滞納者に対しては滞納処分をするのが本来なのに「公表」が何故必要なのか、などについて触れられているかどうか採点に当たってのポイントとなる。

【講評】

「公表」は行政法総論教科書の後半になって出てくる論点である。行政法総論を一通りきちんと勉強している受験生は、かなりポイントを押さえた解答を書いていた。他方で（おそらくそこまで勉強が進んでいなかったであろう）、見当違いの論点（たとえば、法律と条例の関係、あるいは、裁量権の逸脱・濫用論など）を論ずる答案も一部にあった。出来不出来の差がかなりはっきりしたのが今回の採点結果であった。行政法総論の全体について、まんべんなく正確な理解をすることが求められる。